

会議録
平成２８年第１回更別村議会定例会
第１日（平成２８年３月１０日）

◎議事日程（第１日）

- 第 １ 会議録署名議員指名の件
- 第 ２ 議会運営委員長報告
- 第 ３ 会期決定の件
- 第 ４ 諸般の報告
- 第 ５ 一般行政報告
- 第 ６ 教育行政報告
- 第 ７ 平成２８年度村政執行方針、平成２８年度教育行政執行方針
- 第 ８ 議案第１８号 更別村行政不服審査会条例制定の件
- 第 ９ 議案第１９号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件
- 第１０ 議案第２０号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１１ 議案第２１号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１２ 議案第２２号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１３ 議案第２３号 更別村情報審査会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１４ 議案第２４号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１５ 議案第２５号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１６ 議案第２６号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１７ 議案第２８号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１８ 議案第２９号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第１９ 議案第３０号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第２０ 議案第３１号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第２１ 議案第３２号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件
- 第２２ 議案第３３号 定住自立圏形成協定の変更の件
- 第２３ 発議第 １号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第２４ 意見書案第１号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口等の設置を求める意見書の件

◎出席議員（８名）

議長	８番	松橋昌和	副議長	７番	本多芳宏
	１番	安村敏博		２番	太田綱基
	３番	高木修一		４番	織田忠司
	５番	上田幸彦		６番	村瀬泰伸

◎欠席議員（０名）

◎地方自治第１２１条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	織田忠司
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	金曾隆雄
総務課長	吉本正美	企画政策課長	高橋祐二
産業課長	本内秀明	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦
診療所事務長	佐藤敬貴	教育次長	新関保
農業委員会事務局長	小林浩二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	末田晃啓	書記	酒井智寛
書記	小野山果菜		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 本日ここに平成 28 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

あす 3 月 11 日は東日本大震災発生の日であり、早くも 5 年目を迎えます。目覚ましい勢いで復興へのつち音が響く中、被災地にあってはいまだ行方不明の方や避難生活を余儀なくされ、苦しまれている方々がたくさんおられます。心からお見舞いを申し上げるとともに、惨禍の犠牲となられました皆様に哀悼の意を表するものであります。姉妹都市であります東松島市を初め、被災地の一日も早い復興を切に願っております。

さて、平成 27 年度も残すところ少なくなり、現在総仕上げを行っているところでございますが、村議会並びに村民各位の深いご理解と多大なご協力のおかげをもちまして、計画した事業もほぼ達成の運びであり、心より感謝を申し上げる次第であります。

国内的には、長期にわたる景気の低迷から緩やかな回復基調が続いているとの経済分析がなされる中、いまだ地域の隅々まで景気の回復が行き渡る状況には至っていないのが現実であり、さきの TPP 協定交渉の大筋合意を受けさまざまな対策が打ち出されているところでありますが、今回の合意が地域経済などの幅広い分野に大きな影響を及ぼすとともに、農林水産業に深刻な打撃を与える懸念に変わりはなく、食料自給率の低下や地方創生を進めるに当たって大きな支障となりかねないものであります。引き続き生産者の経営所得安定対策への事業の拡充や財政措置、さらには農林水産業体質強化や新たな交付金の創設など、強力な振興策を道や国、関係機関に対して強く求めるものであります。

国家的課題でもある少子高齢化社会の急速な進行のもと、本村においても人口減少の克服と地域の活性化を目指し、基幹産業である農業や商工業振興、子育て支援や医療、教育、福祉の充実に向けしっかりとその具現化に向けて取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

このような地方をめぐる厳しい状況の中、地方創生元年、私の政治信念であり、村政執行方針でもある住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を精力的に実現するための施策提案や予算編成を行っております。どうか地方創生への全村を挙げた飛躍の年の第一歩となるよう新規条例の制定並びに改正案件 14 件、更別村過疎地域自立促進市町村計画にかかわる件、定住自立圏形成協定変更の件、平成 27 年度の補正予算の件、地方創生の鍵となる平成 28 年度各会計新年度予算など、計 28 件の議案についてご審議をよろしくお

願ひ申し上げるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、上田さん、6番、村瀬さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会議については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月17日までの8日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの8日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は8日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○安村総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、(1)、平成28年2月3日水曜日午後1時30分。

(2)、平成28年2月9日火曜日午後1時30分。

調査場所、(1)、更別村議会議員控室、どんぐり保育園。

(2)、更別村議会議員控室、字更別南2線92番地33(土地及び店舗兼住宅)。

調査事項、(1)、学童保育の現状と今後について。

(2)、村有財産の利活用について。

経過、(1)、委員6名の出席により、調査事項について保健福祉課長等の出席を求め調査を行った。あわせて現地調査を行った。

(2)、委員6名の出席により、調査事項について住民生活課長並びに保健福祉課長の出席を求め調査を行った。あわせて現地調査を行った。

調査の結果を申し上げます。(1)、学童保育の現状と今後について。

本調査に当たり、所管の保健福祉課長並びに福祉係長より現状における学童保育所の面積、人数の基本的方針の説明を受けるとともに、平成28年度以降6年間の学童保育所の入所対象推計につき説明を受けた。また、学童保育所の現状と実態について現地調査を行い、委託実施団体であるどんぐり保育園より説明を受けた。

まず、調査に当たって更別村学童保育実施条例に基づき、社会福祉法人どんぐり福祉会に委託して実施しているところであるが、更別村が定める学童保育所の入所条項に示した条件と現状実態での対応についてと、今後の学童保育所の入所希望者推移推計に対する検討を行った。

これらを踏まえ、現状における学童保育所の入所条件等から、対象者を小学1年生から3年生と明記し、施設規模(25畳、39.89平米)、定員30名としているにもかかわらず、入所対象者の受け入れ態勢整備等明確な改善方針根拠がなされぬまま6年生まで対応している現状にあり、平成27年度の受け入れ児童数は62名であり、当然施設内収容力はオーバーしていることから、一部子育て支援センターの間借りにより一時しのぎを図っている現実がある。

村は、現状条例並びに学童保育所の入所条項に即した対応とするのか、抜本的改善の必

要性があるのか、具体的対応の検討案は示すべきであり、現状対応を黙認すると平成28年度以降の推計では80名を超える入所希望者が想定されることから、早急に具体的事業方針案を示す時期が来ている。いずれにせよ、児童保育の趣旨に鑑み、最良と思われる対策案を示すことが児童並びに保護者に対する義務である。

(2)、村有財産の利活用について。

①、字更別南2線92番地33の土地及び店舗兼住宅の取得経緯について。

更別村が取得に至った字更別南2線92番地33の396.64平米の土地及び店舗兼住宅の取得経緯について説明を受け、現地調査を行った。

まず、土地及び店舗兼住宅の購入経緯につき、所管の住民生活課長より説明を受けた。説明過程において長期間管理放棄がなされていたことから近隣住民からの苦情が多発、さらに相続財産の処分等をめぐり競売物件として村が関与せざるを得なかった理由が内在していたこと、取得に至る経過においても特別要因が存在していたことなど説明を受けた。

②番、取得後の利活用について。

本物件の取得により、今後の利活用方針について所管の保健福祉課長より説明を受けた。

本物件は土地及び店舗兼住宅であり、店舗兼住宅については前段の報告のとおり、築後かなりの年数経過と長年管理不在状態が続き、老朽化が進み廃墟化していることから、更地にすべく建物の解体及び整地は村が行うとの説明を受けた。さらに、その後の利活用について村として一定の利活用方針があるとの説明を受けた。

③、調査の結果。

本物件の取得に至るまでの経緯事由については一定の理解はできるものの、取得後の利活用方針については、商業1等地であることから一般的に考えると購入希望者が存在すると思われる。村は、市街地活性化対策事業を推進している今、活性化プロジェクト（商工関係者）と検討すべきが筋であり、かつ一般競争入札によらず随意契約を前提とした対応案であるが、随意契約における企業誘致対応の是非にかかわらず、一般競争入札すべきが最も妥当であると判断するが、行政執行においてふるさと創生総合戦略や総合計画に鑑み、市街地活性化対策、リラクタウン構想、土地利用開発、企業誘致要因等を包括した中での一環事業として推進を図るとするならば、広く村民に対し随意契約による企業誘致の必要性並びに村誘導における責任範疇等詳細につき丁寧にわかりやすく説明し、理解を求める責任がある。

以上、報告いたします。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時につきましては、平成28年2月15日月曜日午後1時半から。

調査場所は、更別村議会議員控室。

調査事項につきましては、農業基盤整備についてでございます。

経過、委員 6 名により、調査事項について産業課長の出席を求め調査を行いました。

調査の結果。

本村の農業は、国内食料の安定供給に重要な役割を担うとともに、本村経済を支える基幹産業であるが、農家戸数の減少や就農者不足、就農者の高齢化などの生産構造の脆弱化が懸念される状況の中、食の「安全・安心」の確保などの農業をめぐる変化への対応のため「第 5 期更別村農業振興計画」を策定しているところであります。

収益性の高い地域農業の確立として、土づくりや合理的な輪作を基本とした生産性の高い畑作の振興、農畜産物の安定生産を目指すとし、そのために土地基盤の整備を進めるとしていることから、農業基盤整備事業の現状等について、産業文教常任委員会（以下「委員会」）において調査を行うものであります。

更別村における土地改良事業は、昭和15年からサラベツ川、サッチャラベツ川の大排水事業が行われ、直近では国営事業の国営かんがい排水事業は平成26年度に完了。道営事業の畑地帯総合整備事業（担い手育成型・支援型）は平成27年度に完了しています。村単独事業では平成18年度以降から実施していない。これまで土地基盤整備事業を行い、更別村行政面積の約 7 割の 1 万748ヘクタールの農地となっているところでもあります。

その後、大型機械の導入により生産性が向上し、1戸当たり経営耕作面積48ヘクタール（平成22年）となり、全国有数の大型農業を展開し、農業粗生産額は平成23年以降100億円超で推移しています。その反面、燃料や諸資材の高騰等により経費の増加が課題となっている。

農業の安定的経営、収益性の高い農業の継続的発展のため、国営事業では国営施設応急対策事業を平成28年から平成33年、道営事業では畑地帯総合整備事業を担い手育成型とし、更別第 2 地区を平成28年から36年、更別第 3 地区においては平成29年から平成37年の事業を計画しております。

委員会としまして、国営施設応急対策事業は新たな事業であるので、事業採択の経過や事業内容、事業負担、維持管理協議会構成 4 市町村等の質疑を行う。国営事業完了地区で即手直しの事業が導入されることは、4 市町村で維持管理する上で将来的に負担減となるとした事業は公益性があるとししました。

道営畑地帯総合整備事業更別第 2 地区・第 3 地区は、当初計画された事業期間の延長となった理由、事業内容等についての質疑では、農地の流動化によることが大きく、畑かん施設を利用していない農地を畑かん施設の必要としている営農者に移動した等、耕作状況の変化が当初予定している以上にあり、要望が多く 2 地区に分けたところでもあります。

これらの事業を実施するには村の財政負担が伴いますが、国の促進費名目で6.25%の補助による負担軽減があるにしましても 2 億8,000万円ほどの負担を強いられることになりはなりません。村は、過疎債を充当しながら基金の取り崩しをしていくとしていますが、

これらを見据えて農業振興基金の積み増しもしており、平成27年度で基金残高は6億7,000万円となる試算で、財源を加味しながら有利なものを活用していくとしております。

ほかに、村単独の明渠排水事業のほか、小規模な事業を村単独の新たな事業はないかについて、今回は道営事業の中で軽度土地改良事業として盛り込める可能性があるが、村単独事業と並行に行う予定はないとしております。

現計画にあります農業基盤整備事業を進めるに当たり、村の財政負担を十分に考慮して、次期総合計画においても農業振興に沿ったものであることが求められる。

このたびの調査目的は、食の「安全・安心」の確保、安定的に農業所得の向上を目指す基本的な農地の生産性向上のための土地基盤整備事業であるが、この事業を昭和から営々と続けていくのか、また新たな事業、市場開発等の農業振興対策についての質疑では、昭和初期から継続して事業を行い、当時とは比較にならないほど生産性が向上し、農家の経営は安定しているとしています。

今後は、T P P大筋合意を見据えた新たな対策が必要になると考えられる。最低限の土地基盤整備は必要と考えますが、新たな農業経営対策というものについて、その時代に応じた展開を必要とする考えは、そのとおりであるとしています。

委員会として、現更別村農業振興計画の目的を優に超えた現状を踏まえて、土地基盤整備については時代の先を見据えて実施すべきと考えます。また、更別村農業振興計画に基づく全般についてさらに調査を行う必要があるとしております。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて一般行政報告の補足説明をさせていただきます。

1番目の第5期更別村総合計画年度別実施計画の平成28年度から平成29年度の2カ年計画でありますけれども、計画案につきましては毎年の見直し、ローリング方式にてこれまでの議員協議会での説明、夢大地さらべつ推進委員会での審議を経て別紙のとおり計画したものでございます。計画の内容につきましては、お目通しをお願いするものでございます。

2番目の教育大綱でございます。今回策定された更別村総合教育大綱につきましては、教育委員会法の改正に伴い更別村総合教育会議を経て村の教育の根幹とも言える大綱を策定したものであります。大綱の性格として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策

について、その目標、目指す姿や施策の根本となる方針を定めるものであります。

大綱の構成であります。第1章、大綱の策定について、第2章、更別村教育の基本方針、第3章、各分野における取組方針の3つの章から構成されており、このうち第3章では各分野における取組方針として、みんなが学び、高めあう生涯学習社会をつくる、地域ぐるみで子どもを守り、育てる、さまざまな交流を活発化するの3項目を柱とした上で、30の施策項目について取り組むべき方向を示しております。特に今日的な問題であるいじめ、不登校、ふるさと教育についての明記あるいは安心して子育てを、子どもを産み育てられる支援を明記してございます。

大綱の対象期間であります。国の第2期教育振興計画、平成25年度から平成29年度、北海道教育推進計画改訂版、平成25年度から平成29年度まで、北海道総合教育大綱、平成27年度から平成29年度までを考慮し、第5期更別村総合計画、平成20年度から平成29年度までを踏まえ、この大綱の対象期間についても平成27年度から平成29年度までの3年間とするものであります。

大綱の内容については、お目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 平成28年度村政執行方針、平成28年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申し出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 それでは、村政執行方針について述べさせていただきます。

村政執行方針。

平成28年第1回更別村議会定例会に当たり平成28年度の村政執行の基本的な方針と施策の一端を申し上げ、村議会議員並びに、村民皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、昨年を振り返りますと、「子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」を信条に、更別村長の重責を担うことになり、その実現に向けて村政のかじ取りを全力で取り進めてまいりました。

このような中、村内に目を向けると、極端な少雨や過去最高気温を記録するような異常気象による不安定な天候となり、基幹産業である農業への影響が心配されましたが、長年にわたり培われた高い農業技術と生産者を初め関係者の皆様の懸命なご努力により史上最高額となる121億円の粗生産額を上げられましたことや、酪農の分野においても、全日本ホルスタイン共進会で最高位賞を獲得するなど、改めて関係各位の皆様の向上心に敬意を表するものであります。

また、市街地におきましては、市街地活性化の拠点となる「更別街なか交流館 ma・na・ca」が11月にオープンし、盛況であった農村公園の大型遊具などと連携し、今後の市街地における「賑わい創出」につなげていくことが期待されます。

人づくりとしましては、次代を担う若者・子どもたちがそれぞれに活発に活動し、文化・スポーツなどの各方面で活躍をするとともに、イベント等の実施などにも積極的に参画しこれからの更別を支える力強さに大きく期待するところでもあります。

一方、日本国内に目を向けてみますと、経済面では緩やかな回復基調が続いているものの北海道など地方においては依然として厳しさの続く状況となっております。このような中、大筋合意がなされた環太平洋連携協定(TPP)が今後地域経済などの幅広い分野、特に基幹産業である農業に深刻な打撃を与える懸念があるとともに、全国的な少子高齢化の進展と急激な人口減少による地方の存続が危機的状況に陥っております。

このような厳しい状況にありますが、本年を地方創生元年として人口減少の克服と地域の活性化を目指し、「総合戦略」に重点的に取り組むとともに、「豊かさ幸せを共有」し、「夢と希望の持てるふるさと更別」を築いていくため「住民参画」をいただき手を取り合い村づくりを進めることが必要な時期と考えております。

このことにより私が「村づくり三原則」として示す「住みたい村 住み続けたい村」「働ける村」「訪れたい村」を推し進め、第5期更別村総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」の実現に向けて、村政に全力で取り組んでまいります。

なお、各種施策の推進につきましては、基本計画で示している「基本目標別施策」に基づき申し述べさせていただきます。

次ページをごらんください。1 にぎわいと元気を生み出すまちづくり

総合計画の基本計画第1章に示す基本目標「にぎわいと元気を生み出すまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「市街地の整備」関連では

にぎわいと活気に満ちた市街地づくりを目指した「更別村市街地活性化実施計画」をもとに、花いっぱい活動などの継続と、昨年度完成の街なか交流館m a ・ n a ・ c aと大型遊具を設置した農村公園等の有機的連携による集客や市街地の交流人口の増加を目指すとともに、旧十勝南部農業開発事業所跡地の整備についても検討を進め、さらなる市街地の活性化を関係機関・団体などのご協力を得ながら進めてまいります。

また、上更別市街地については、今後の幼稚園建設などと連携し、地域振興に結びつく環境整備と、既存の協働店舗の継続的な運営支援を進めてまいります。

さらに、市街地の交通網の充実を図るため、道路改良舗装及び舗装強化並びに歩道の改修を進めてまいります。

「住宅・宅地の供給」関連では

定住化対策として多様なニーズに応えるため、引き続き「コムニ団地」と民間分譲の「オークヴィレッジ」との連携を進めるとともに、市街地にある村有地を活用した小規模分譲を行い、空き地空き家バンクの積極的活用も行い、定住化の促進に努めてまいります。

また、持ち家住宅建設の促進と市街地空洞化対策として、住宅建設への支援を継続するとともに、住宅改修等への支援を進めてまいります。

賃貸住宅については、老朽化した若葉・曙団地公営住宅の計画的な改築、改修を、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づき推進してまいります。

「上水道の安定供給」関連では

安心・安全な水道水の安定供給を図るため、上水道施設の適正管理と健全運営に努めてまいります。

「排水処理対策」関連では

衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、公共下水道及び集落排水施設の適正管理と健全運営に努めてまいります。

また、農村部の快適な環境づくりとして、個別排水処理施設の整備を住宅建設補助とあわせて推進してまいります。

「余暇空間の創造」関連では

カントリーパーク及びどんぐり公園パークゴルフ場において、指定管理者による、きめ細やかな利用環境を整えるとともに、老朽化している施設の修繕を行い施設の長寿命化を図るほか、農村公園の大型遊具やすももの里と一体的なPRにより村内外への利用向上に努めてまいります。

「道路網の整備」関連では

212路線に及ぶ村道につきましては、住民生活や産業振興の基盤でありますので、さらに、計画的な整備と適正な管理に努めてまいります。

橋梁につきましては、安全を念頭に点検調査と計画的な改修を進めてまいります。

国道と道道につきましては、交通安全対策として、国道更別橋の拡幅を引き続き強く要

望するとともに、道道更南更別停車場線の危険交差点については、早期完成に向けた取り組みを進めてまいります。

「安定した農林水産業を育てる」関連では

昨年、本村農業の将来に大きな影響を及ぼす懸念のあるＴＰＰ交渉が大筋合意となったところですが、依然として政府からは十分な情報開示がない状況であります。

こうした中で本村の基幹産業である農業を、安定的に持続させるため、農業者はもとより関係機関との連携をこれまで以上に強化し、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業となるよう各種の対策を推進し、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指してまいります。

６ページに参りまして、「収益性の高い農業の育成」関連では

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、農業用水の安定供給と施設の維持経費の軽減を図る「国営施設応急対策事業」の平成28年度採択に向けた取り組みを進めるほか、堆肥投入助成の土づくり推進事業を継続実施し、農業基盤の安定化を図ってまいります。

また、近年減少が著しい酪農家対策として、畜産クラスター計画に基づく「哺育・育成牛預託施設整備事業」を推進するほか、自給飼料の確保対策として、「自給飼料増産推進事業」を継続実施してまいります。

村営牧場につきましては、預託頭数の減少により厳しい運営状況が見込まれているところでございますが、さらなる経費の節減に努めつつ酪農・畜産経営の支援を図ってまいります。

農村の環境整備では、平成27年度から全村的に取り組まれている「多面的機能支払交付金事業」による農村環境の改善を促進するとともに、減農薬等による環境に配慮した農業を推進する「環境保全型農業直接支援対策事業」に取り組む農業者団体に対し、継続して支援してまいります。

更別村農業経営・生産対策推進会議においては、関係機関・団体の連携により農業情勢の的確な把握に努め、今後の更別農業のあり方について検討を深めてまいります。また、農作業の安全対策も徹底してまいります。

担い手の育成につきましては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、青年就農給付金の取り扱い、民間のイベントを積極的に活用した農業者のパートナー対策など担い手の育成、確保に努めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害の対策として、関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会において、捕獲従事者育成助成や捕獲機材の整備充実など、効果的な対策を講じ、農作物等の被害防止に努めてまいります。

農畜産物の付加価値を向上させるため、ＪＡさらべつや更別農業高等学校などと連携し、農畜産物を対象とした加工品の研究開発を継続するとともに、更別産農畜産物の「安全・安心」を広くＰＲするほか、地産地消を推進し、農産物の消費拡大に取り組んでまいりま

す。

次に、「林業の育成」関連では

森林の持つ景観・防風・保水・地球温暖化防止等の多面的な機能を持続的に発揮させるために、災害に強い樹種を選定し村有林の計画的更新を進め、治山事業を活用した災害に強い防風保安林の整備を進めてまいります。

また、道路の通行や林帯の見直し、耕作に支障を及ぼしている村有林の枝打ち、枯死木の整理などを継続して実施し適正な管理に努めてまいります。

民有林につきましては、採算性の問題による林業生産活動の停滞などから、森林施業意欲が減退傾向にあるため、伐採跡地への植栽支援のための「未来につなぐ森づくり推進事業」を利用し、所有者の植栽意欲を高め、森林の保全に努めてまいります。

8 ページに参ります。「商工業・サービス業の振興」関連では

交通網の整備等による生活圏の拡大、消費者ニーズの多様化、近隣への大型店の進出等、商工業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

このため、消費者の購買意欲を喚起しつつ、地元購買を推進する「商工業活性化事業」を実施するとともに、「中小企業近代化資金利子助成事業」による利子補給事業を継続して実施してまいります。

また、昨年商工会のご尽力によりオープンいたしました更別街なか交流館 m a ・ n a ・ c a につきましては、更別市街のにぎわい創出に大きく貢献していただいているところであります。商工会の運営を含め継続して支援してまいります。

「観光関連産業の育成」関連では

本村には、サーキット場を初めオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧水の撮影スポットなど自然の中で楽しめる環境の場があるほか、一昨年オープンした農村公園大型遊具が新たな交流の場として注目されつつあります。また、国際トラクター B A M B A、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントが関係機関・団体と連携し、開催されております。

地域の活性化並びに特産品の P R や交流の機会としても、観光施設の充実やイベントの開催は重要であり、このような新たな人の流れを持続させるよう商店街はもとより道の駅や民間施設であるサーキット場等の関係団体や地域おこし協力隊と連携し、アイデアを出し合いながら、魅力ある観光情報の発信やイベント開催等への支援を行い、本村の知名度向上につなげてまいります。

「新たな産業の想像と雇用の確保」関連では

就職環境は、都市部では新卒者を中心に改善の兆しが見られていますが、その反面、多様な就労環境を求める者とのアンマッチによる人材不足が新たな課題となっています。

平成27年度からスタートしている総合戦略の着実な達成に向け、新規起業家への支援による雇用の場の創出や「更別村地元雇用促進事業」の継続実施による雇用支援を行ってまいります。

主な事業としては、お目通しいただきたいものでありますが、公営住宅建設事業、住宅改修助成事業、酪農振興対策事業（哺育・育成牛預託施設整備事業）等記載してありますので、よろしくお目通しをお願いしたいと思います。

11ページに参ります。2 生活の安心を高めるまちづくり

総合計画の基本計画第2章に示す基本目標「生活の安心を高めるまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「健康への意識高揚」関連では

医療費の増大につながる生活習慣病の予防に着目した「特定健康診査・特定保健指導」は、第2期実施計画の4年目となりますが、特定健康診査とあわせ、若い世代を含めた各種健診の受診勧奨に努め、疾病の早期発見や生活習慣病の予防を進め、心身ともに健やかに暮らせる村民の健康づくりと医療費の抑制に努めてまいります。

また、平成25年度策定の「第2次どんどん元気さらべつ」の10カ年計画に沿って村民の健康づくりへの意識を高め、引き続き各種保健事業や体力増進の支援を行ってまいります。

「地域医療の確保」関連では

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療提携により、医師4名及び理学療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行っております。

安心して住み続ける村づくりには、安定した医療の確保が必要と考えており、引き続き医療サービスの向上や、疾病の予防・指導に努め、乳幼児からお年寄りまで、広く村民に信頼される診療所づくりを目指すことからセンターとの医療提携を継続してまいります。

また、幅広い初期診療に対応する家庭医療は、地域医療の原点と考えており、あわせて家庭医療の普及発展に対しましても必要な支援を行ってまいります。

次に、「地域福祉活動の推進」関連では

安心して暮らせるまちづくりの実現には、本村の地域課題を全村民で共有し、支え合い助け合って解決していかなければなりません。

今後も、総合的な視点から、地域福祉を一層推進するとともに、社会福祉協議会、民間福祉法人や各種団体との連携を深め、地域福祉を担う人材の育成などに取り組んでまいります。

13ページに参ります。「高齢者福祉の推進」関連では

村の管理する高齢者福祉施設と民間社会福祉法人が運営する介護保険サービス事業との連携により、高齢者福祉事業を展開しておりますが、今後も福祉関係機関と連携し、高齢になっても安心して住み続けられる村づくりを推進してまいります。

介護職場における職員の安定した雇用の確保と定住化の促進を図る目的として、老人福祉施設等の雇用に対する支援を引き続き実施してまいります。

また、2025年問題に対応するため改正された介護保険法により新たな地域包括ケアシステムの構築が求められており、これからの高齢化社会に対応した介護予防の取り組み、医療と介護の連携、認知症対策、生活支援などの充実などについて取り組みを進め、さらな

る高齢者福祉の充実を図ってまいります。

「障がい者（児）」関連では、

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談や各種支援制度の情報提供に努めてまいります。

また、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）並びに第3期障がい者福祉計画に基づき、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための相談支援の充実、日中活動や移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めるとともに、住みなれた地域で暮らしていけるための雇用と生きがいの場の創出について、関係機関、民間団体と連携して取り組んでまいります。

「安定した地域生活の確保」関連では

本村における国民健康保険の1人当たりの療養諸費は、全道でも低い地域にランクされておりますが、国保・後期高齢者の医療給付費・介護給付費は年々増加している状況にあります。

引き続き、各健診事業の受診率の向上を目指し、早期発見、早期治療を基本とし、医療給付費、介護給付費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

「災害への備えの強化」関連では

自然災害が比較的少ない本村ではありますが、地震・風水害や豪雪などに備えた応急・復旧対策を柱とする「更別村地域防災計画」に基づき、高齢者や障害者の方など「避難行動要支援者」に対し、非常時における具体的な避難行動や安否確認方法などの「避難行動要支援者対策計画」を昨年に引き続き作成してまいります。

また、平成10年度に整備しました「防災行政無線」につきましては、経年劣化などによる戸別受信機の故障も多くなり、平成34年12月1日からデジタル化が義務づけられていますことから、設備を更新し、平常時・非常時を問わず安定した情報発信に努めてまいります。

「消防・救急体制の整備」関連では

本年度より常備消防の広域化に伴い、高機能指令センターと消防救急デジタル無線の整備により、119番通報の一元化並びに出動態勢の変更を行うことで、災害現場到着時間の短縮を図り、住民生活の安心と安全をより高めてまいります。

また、消防団事務につきましては、村がその事務を承継することになりますが、消防団と消防署の連携を維持し、消防団組織の充実、強化に努めてまいります。

「交通事故・犯罪のない社会づくり」関連では、

帯広広尾自動車道「更別インターチェンジ」が開通し交通網が整備され、国道も含め市街地を通過する交通量の増加により一層の交通安全の啓発推進が必要であります。関係機関と連携しながら交通安全対策の整備や子どもたちや高齢者の交通安全教室の開催や講習などを行い、安全意識を高める活動を推進してまいります。

また、犯罪のない社会づくりを目指し、生活安全推進協議会による防犯意識の啓発、イ

ベント時や歳末における防犯巡回指導を実施してまいります。

16ページに参ります。「ごみの収集・処理」関連では

環境美化推進協議会と連携し本村の景観保全に努めるとともに、ごみの散乱及びペットのふん害等の処理が適正に行われるよう「更別村ごみの散乱等の防止に関する条例」に基づき、必要な対応を図るとともに、ごみの分別収集、リサイクルを推進し、清潔で美しい、村づくりの実現に取り組んでまいります。

「地球環境への配慮」関連では

地球環境に配慮し、クリーンな村づくりを進めるため、「第4期 更別村地球温暖化対策実行計画」（平成28年度～平成32年度）さらには、「更別村地域新エネルギービジョン」に基づき、省エネ対策の推進、住宅用・事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続してまいります。

主な事業としては、以下のとおりお目通しをお願いしたいと思います。インフルエンザの予防接種事業、17ページにありますように障がい者支援事業所建設予定地整備事業、防災情報通信設備事業等々、お目通しをお願いしたいと思います。

3 笑顔に出会うまちづくり

総合計画の基本計画第3章に示す基本目標「笑顔に出会うまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「生涯学習社会の整備」関連では

人口減少の加速化、グローバル化の進展、情報通信技術の発達など社会が急激に変わる中、教育委員会と一体となり、時代の変化に対応した学校教育の充実に努めてまいります。

生涯学習の分野では、あらゆる機会や場所において学習することができるよう、そして、学びで得た知識や技能を、人と地域社会とのつながりをつくるために生かしていくことができるよう環境整備に努めてまいります。

また、懸案でありました更別農業高等学校の校舎等の大規模改造事業は実施されましたが、一層の高等教育の充実に図るため、施設設備等の導入要望につきまして、引き続き関係機関の協力を得て要請してまいります。

なお、上更別幼稚園の改築について、今年度は実施設計に取り組んでまいります。

次に、「子育て支援」関連では

子どもは村の宝であり、あすの更別村を担う力であります。少子化や人口減少対策を総合的に取り組むため「(仮称) 子育て応援課」を設置するとともに、子育て支援策の充実や負担の軽減を図ってまいります。

また、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき幼児期の学校教育及び保育や各種支援事業について関係機関と連携して推進するとともに、上更別幼稚園の改築にあわせて多様化する子育ての要望に応えるために上更別地区における保育所、学童保育などの機能の充実に図ってまいります。

主な事業としてはお目通しをお願いするものでありますが、母子保健事業、子ども予防

接種事業、医療給付事業、多子世帯保育料軽減助成事業、上更別幼稚園改修事業とありますので、お目通しをお願いいたしたいと思います。

4 協働で感動するまちづくり

総合計画の基本計画第4章に示す基本目標「協働で感動するまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「住民活動の促進」関連では

住民と行政が力を合わせてまちづくりを進める「住民協働」の花いっぱい運動等のさらなる推進に向けて取り組んでまいります。

「住民と行政の相互理解を深める」関連では

住民と行政の間で、情報や意識を共有し、ともにまちづくりを進めることが必要であることから、わかりやすく親しまれる広報づくりや、広く住民の意見を聞き取り、意見交換を行う行政区懇談会を実施するとともに、各機関・団体の現状・課題の情報を共有する村づくり懇談会の開催に努めてまいります。

「行政運営体制の確立」関連では

行政改革並びに財政計画の視点に基づき、行政事務の効率化を図るため、常に事務事業の見直しを行うとともに、職員の政策立案能力の向上を図るため、より一層、職員研修の充実を図るなど、人材育成に努めてまいります。

また、平成29年度までの第5期更別村総合計画について、地方自治法上総合計画の策定義務はなくなりましたが、引き続き村の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、住民にまちづくりの長期的展望を示すことが必要であると考え、新たに次期総合計画の策定を進めてまいります。

次のページです。「財政の健全化」関連では

本村の財政は、行政運営に充てる財源の多くを地方交付税等の収入に依存しています。国では地方税の収入増が見込まれることから、地方財政計画においては、地方交付税予算が減額されており、新年度における地方交付税の前年度並みの確保は難しいと考えています。

また、近年の社会構造上生じる地方負担額も村財政に大きな影響を与えますことから、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

「広域的な自治体連携」関連では

既存の「十勝圏複合事務組合」や「十勝環境複合事務組合」、「十勝中部広域水道企業団」に継続して参画し共同で事務などを行い連携を図るとともに、管内19市町村で構成する「十勝定住自立圏」においても、新たに設定する「第2次共生ビジョン（平成28年度～平成31年度）」に基づき、引き続き広域事業に取り組んでまいります。

主な事業としましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、平成28年度の村政執行に当たり基本的な方針と主な施策について述べさせていただきました。

人口減少という全国的な問題や継続する課題が山積する重要な時期でもあり、村においても的確な対応が求められるものでありますが、村政を預かるという重責を深く肝に銘じ、「すべては村民のために」の気持ちを忘れずに、村づくり三原則に基づき、第5期更別村総合計画に掲げる「いつまでも住みたいまち」の実現のため、住民一人一人が輝く村づくりに職員とともに全力で邁進する所存であります。

村議会議員各位並びに村民皆様のより一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 この際、午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

次に、荻原教育長。

○教 育 長 教育行政の執行に対しまして、平素より村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年度の教育行政の執行に当たり、基本的な方針を申し上げます。

平成27年度の教育関係事業につきましては、順調に進めさせていただいており、小学校、中学校においては、昨年に引き続き文化・体育部門で十勝管内、全道、全国の各種大会ですばらしい活躍がありました。

また、更別農業高等学校は、農業クラブ全国大会において、連続43回の出場を続けるなど輝かしい成績を残しております。

さて、人口減少の加速化、グローバル化の進展、情報通信技術の発達など、社会が急激に変化する中、ふるさと更別村を誇りに持ち、豊かなあすの郷土をつくる人材の育成が不可欠となっており、そのためには、新たな教育委員会制度に基づく総合教育会議においても十分に協議・連携強化を図りながら、更別村総合教育大綱を遵守した、今日的な教育行政を推進していくことが重要となります。また、学校、家庭、地域がきずなを深め、行政とともに連携をより一層強くし、村民の皆さんが生きがいやゆとりを持ち、一人一人が輝き、将来にわたって生活できる、生涯学習社会の実現に向けて諸般の施策を進めてまいりたいと存じます。

初めに、学校教育の充実についてであります。

学校では、教育の目標が達成されるよう、子どもたちの心身の発達に応じて、体系的な教育を組織的に行い、みずから進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行うことが必要であります。

第1は、教育の内容や方法についてであります。

子どもたちに生きる力を育むことを目指し、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバラ

ンスよく育てる教育と、その基盤となる教育環境づくりに向け、家庭や地域の協力を得ながら、創意・工夫を生かした特色ある学校づくりを推進してまいります。

子どもたちが変化の激しい社会を生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用できる力を育むことが重要となるため、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、よいところはさらに伸ばし、新たな課題や改善点等について全校体制による分析を進め、学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着に向けた学習指導の推進に努めてまいります。

また、学習指導要領の一部改正により、道徳が特別の教科として新たに位置づけられたことを踏まえ、家庭や地域と連携した道徳教育を推進します。

小中学校において、外国語指導助手による効果的な英語教育を実施するとともに、幼稚園からの外国語活動の促進と子どもたちの学習意欲の一層の喚起に努めてまいります。

健康でたくましい体をつくるためには、体力向上と健康教育の充実が不可欠であり、そのため、全学年全種目による新体力テストの実施と経年比較を実施し、子どもの体力の成果と課題を明らかにし、授業改善や体力づくりを充実させ、さまざまな運動やスポーツに取り組む子どもを育成してまいります。

いじめや不登校等の事案に対応するため、スクールカウンセラーを配置するなどの体制整備を、学校、地域、家庭その他関係者と連携して取り進めてまいります。

教育上の特別な配慮が必要な児童に対して、小学校に特別支援教育支援員を継続して配置し、教育的ニーズに応じた校内体制と指導方法の改善に継続して努めてまいります。

第2は、教職員の研修活動等の推進についてであります。

学校教育においては、指導する立場にある教職員の個々の実践的指導力の向上が求められますので、中札内村と共同で設置しております指導主事による専門的事項に関する指導及び助言を行う体制をより一層整え、校内研修の充実を図るとともに、十勝教育研修センター等の各種研修事業や研究大会等への積極的な参加を支援し、教職員の資質の向上に努めてまいります。

第3は、幼児教育の推進についてであります。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、集団生活を通じた身近な遊び、自然な生活の流れの中での生活体験などにより、その心身の発達を助長するとともに、自主、自立及び規範意識の芽生えを養うことが重要です。

幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育を推進し、家庭や地域との連携を深めて義務教育へ円滑に移行できるよう保育内容の充実に努めてまいりますとともに、延長保育や特別保育等の子育て支援方策を継続してまいります。満3歳児到達後の学期初めの入園につきましては、今年度も継続してまいります。

また、村の子ども・子育て支援体制について村長部局や関係機関と連携の上、村における幼児教育、保育の望ましい方向を具体的に検討してまいります。

なお、老朽化が著しい上更別幼稚園の改築につきましては、上更別地域の活性化と子育て

で環境充実のために、地域の皆さんのご意見を聞きながら取り進めてまいりましたが、その成果を受け、今年度は実施設計に取り組んでまいります。

第4は、学校給食の推進についてであります。

学校給食は、学校教育の一環として位置づけられており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための正しい食習慣や自己管理能力を身につける場となっています。

食材は、安全、安心に十分な注意を払って調達するとともに、栄養バランスや時代の変化による食べ残し・偏食に配慮し、給食モニターや教職員の意見も参考として、献立を工夫したおいしい給食の提供に努めます。

食に関する知識と健全な食生活を実践することができるよう、各学校と連携して、栄養教諭による食育指導の充実を図ってまいりますとともに、地産地消による新鮮で安全、安心な地元食材を利用した「ふるさと給食」を行い、その経費の助成を継続いたします。

第5は、更別農業高等学校に対する支援についてであります。

更別農業高等学校につきましては、冒頭申し上げました農業クラブ全国大会の輝かしい実績を初め、本村との連携、協力の実績も大きく、極めて重要な財産でありますので、継続して教育振興の支援を行います。

さらに、少子化により中学校卒業生数が減少していることから、生徒の通学環境を整備して、学校の魅力の増大を図ることで生徒数の確保を図ることを目的に、通学費用等の支援を前年同様拡大して行うこととしております。

また、懸案でありました校舎等施設改修につきましては平成26年度から2カ年で大規模改修事業が実施されました。

しかし、地域産業を支える人材の育成と、高等教育の充実に対する要望はますます高まりつつありますので、今後も、より一層の充実が図られるよう、備品整備などの要請活動を支援してまいります。

第6は、子どもの安全についてであります。

安全教育につきましては、交通安全や防災のための指導・訓練を計画的に実施するとともに、不審者や登・下校時の総合的な安全対策につきましても、防犯青色パトロール車の運行や、子ども110番の家の周知、さらに、ボランティアによるスクールガードなど、関係機関と連携の上協力体制を強化してまいります。

なお、災害情報や不審者情報、スクールバス運行状況など、迅速で正確な情報を緊急に連絡することができる「学校情報メールシステム」を平成28年度から導入し、保護者・地域の方々に安全確保に向けた情報提供を行ってまいります。

平成28年度の学校教育関係の主な事業といたしましては、このページと次のページ、12事業ございますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、生涯学習・社会教育の推進についてであります。

これまでも生涯学習推進の観点に立った住民の自主的な社会教育活動を推進してまいりましたが、その成果として、関係団体の活発な活動や、文化やスポーツ活動において多く

の実績が残されているとともに、活動の裾野を広げております。

今後も、村民の皆さんが生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことができる生涯学習社会の定着が求められており、これまで進めてきました社会教育事業をさらに推進してまいりますとともに、新たに始まる第8次更別村社会教育中期計画に基づいて、社会教育事業を推進してまいります。

第1は、生涯の各期における社会教育行政の充実と学習支援環境の整備についてであります。

子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しており、遊びや生活体験、自然体験などの日常的な体験活動が減少してきている現状を踏まえ、未来を担う子どもたちを健やかに育てるため、学校、家庭及び地域など関係団体との連携を密にした取り組みを進めてまいります。

団体または個人が行う新たな事業の取り組みや地域活動に対して、こども夢基金事業として助成するとともに、基金の有効活用に努めます。小学校4年生から6年生までを対象とした通学合宿を引き続き実施し、子どもの社会性創造と問題解決能力の育成に取り組んでまいります。

宮城県東松島市と続けております「どんぐり子ども交流事業」は、26年目を迎えますが、本年度は、東松島市から訪問が予定されており、両市村の子ども交流を深めてまいります。

成人教育については、関係団体による活発な活動が続けられておりますが、活力ある村づくりのためにも引き続き青年団体等の活動支援を行っていくとともに、高齢者のための末広学級を継続して開設するなど、団体並びにサークル活動の育成支援に努めてまいります。

また、村民の自主的な学習活動を支援するため、各種講座を開設するとともに、各種研修会の情報提供などに努め、学習環境の支援、充実を図り、多くの皆さんが参加できるよう努めてまいります。

なお、中札内村との連携について、これまでも、子どもたちの芸術鑑賞や高齢者学級の交流活動などを進めてきましたが、今年度からは各種講座を相互で受講できるよう、2村の連携による学習機会の拡充を図ってまいります。

第2は、文化、スポーツ活動の振興であります。

本村の文化活動は、各種のサークル活動のほか郷土芸能活動も活発に行われております。今後も、村民にとって潤いのある生活を推進するため、これらの各文化団体による活動の支援を続けてまいります。

また、文化協会などの団体の各種活動や総合文化祭並びに総合誌さらべつの発刊を支援するなど、村民の文化的活動の発表の場を確保していくとともに、教育委員会事業であります「ときめき夢民塾」での文化講座を開設することで、新たなサークル活動の誕生を促すなど、文化活動の育成助長を図ってまいります。

図書室の運営につきましては、村民誰もが気軽に利用できる憩いの場としての役割を果たすよう、蔵書の適正かつ計画的な管理と利用者の利便性向上に努めてまいりますとともに

に、グローバル人材の育成を進めるため、英語指導助手を活用した子どもを対象とした事業に取り組んでまいります。

北海道天然記念物ヤチカンバについて、引き続き関係機関と連携を図りながら文化財保護に努めてまいります。

スポーツ活動においても、各スポーツ協会の活動は活発で、行政区対抗など村内大会の主催も積極的に行われ、村民のスポーツ振興に大いに貢献しております。また、スポーツ少年団についても、保護者を初め学校や地域の深い理解のもとに、熱心な指導による活発な活動が行われ、子どもたちの心身の健全な育成に貢献しております。

今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、各施設につきましては、村民が気軽に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

平成28年度の社会教育関係の主な事業といたしましては、以下の4点掲載してございますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長 これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第8 議案第18号及び日程第9 議案第19号

○議長 この際、関連がありますので、日程第8、議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件及び日程第9、議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 では、議案第18号、第19号について一括してご提案申し上げます。

議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件でございます。

更別村行政不服審査会条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するための機関を置く必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、更別村行政不服審査会（以下「審査会」という。）の役割は、法に基づく審査請求があった場合に審査庁の判断を第三者の視点で検討し、採決の公正性を向上させるものであります。

2といたしまして、審査会の構成は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をす

ることができ、かつ、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者のうち5名以内とするものであります。

次のページをごらんください。更別村行政不服審査会条例でございます。

第1条で設置について、第2条については組織、第3条については委員、第4条については会長、次のページをめくっていただきまして、第5条で会議、そして第6条で庶務、第7条で委任として条文を定めてあります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

続きまして、関連いたしますので、議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件でございます。

更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求があった場合に、第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）を行う者を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、行政不服審査担当職員（以下「担当職員」という。）は、法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）を行うものであります。

2といたしまして、担当職員は、業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、任命権者が選考し任用するものであります。

次のページをごらんください。次のページは、更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例であります。

第1条で趣旨を、第2条で任用について、第3条、身分、第4条、報酬等の支給、第5条、勤務時間等、第6条、秘密を守る義務。

次のページに行きまして、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第18号及び議案第19号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 確認の意味も含めてご回答いただきたいと思います。

議案第18号の審査会の構成メンバーの中の5名以内という部分で、最大5名ということでしょうけれども、この5名の構成以内の、なおかつその任に当たる者についての法律的知識並びに行政にすぐれた識見を有する者という文言がございますので、これらの想定について、どういう想定がなされるのかという部分の5名の構成員の中の想定がありました

ら回答いただきたいというふうに思っております。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 条例第2条の組織で審査員は5名以内の委員で組織するというのでございますけれども、現在更別村情報審査会という審査会がございます。これにつきましては、情報開示請求があったときに開示していかどうかの判断をしていただく審査会でございます。その審査会が5名という規定になってございますので、それを参酌して5名以内ということにいたしました。ただし、5名でいいのかどうかという明快な答えは出せませんが、別にあります情報審査会の委員の数と合わせております。

それから、専門知識等を持った者ということでございますけれども、どんな審査請求が出てくるか何とも言えませんけれども、いろいろな法律に基づく事務を行政側は持っておりまして、刑法は別として、民法ですとか他の法律に基づき、この行政不服審査法は平成26年の法律になっておりますけれども、実は昭和37年にできた法律でございまして、26年に全部を改正しております。それに基づいて350の法律が改正されているというものでございます。はっきりとは言えませんが、事態があったときに3カ月以内に審理して請求者に回答するというようになってございますので、ある程度法律等を詳しく知っておられる方、弁護士も想定しておりますけれども、中に入りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 関連がありますので、質問させていただきます。

議案第19号の要旨の中で行政不服審査担当職員ということになっておりますけれども、特別職として採用されるということで、条例を見ますと1週間当たり2時間までの範囲内で任命権者が定めるというふうになっておりますので、多分非常勤特別職なのかなというふうには予測されるのですが、例えば役場職員がそのまま延長上で任命されるだとか、それから部内から持ってくるだとか、考え方がもしあれば教えていただきたいなと思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 議案第19号でございまして、この担当職員につきましては非常勤の特別職ということでございますので、一般職が特別職を兼ねるというのは認められるかどうか分かりませんが、これにつきましても専門知識を持った方を任用するという考えでございます。これにつきましては、この第19条に基づいて審査請求があった場合に第2条の任用の中で2行目に審理手続というものがございます。行政不服審査法第2章第3節に規定する審理手続の業務を行わせるということでございますけれども、これにつきましては審査請求があった場合、行政側が決定または処分をしたことに対する審査請求でございます。以前は、不服申し立てということでございましたけれども、それらについて行政側からの弁明書を提出させることもできますし、審査請求人から反論書の提出を求めることもできます。また、口頭意見陳述、証拠書類ですとか物件の提出を求めることもできま

す。これらをやっていただくには、職員では対応できないという考えでございまして、法律に詳しい方を予定しております。

以上でございます。

○議長 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 再度で申しわけないですけども、今18号と19号の関係の職員と委員との設置関係で理解できない部分あるのですけれども、理解できないということは私が一方的に理解していないのかもしれませんが、いわゆる審査会は必要に応じて設置して、必要に応じて協議する形を受けて審査する形になると思うのですけれども、これと担当職員が設置にかかわる、かかわりが見えない部分があるので、ましてこの特別職の勤務時間が週2時間という限られた中での事務処理をなささいというか、そういう職員になりなさいということなので、そのかかわりの部分と私が拡大解釈しているのかもしれませんが、かかわりが見えない部分があるのですけれども、それはどのような形になるのですか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 この2つの条例のかかわりなののですけれども、まず審査請求があったときに、この第18条の審査会にこういう審査請求がございました。どういうふうに進めましょうかということになります。第19条の担当職員を任用して審理手続を進めます。その経過もどういうふうに進めるか、決着がつくまでということにはならないと思いますので、中間でまた審査会に諮問するなり、そして3カ月以内に進めるということでございますけれども、最終決定は審査会の決定になろうかと思っておりますけれども、審査請求があって、不服を申し立てておりますので、それに対する結果を審査請求人に文書で伝えるというようなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 不服担当職員の関係なののですけれども、やはりここはもう少し事件があってからというよりは、あらかじめ具体的な人間を選定しておく必要があるような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 これにつきましては、どういった場合に申し出、審査請求があるか何とも言えないところなのでございますけれども、無期限というものでございませぬので、審査請求があったときに審査会の委員ですとか担当職員を決めてやるのが妥当なのかなとは思っております。審査会の委員ですとか担当職員を任用して5年、10年何もないという場合も、それも考えられますので、いざ事が起きてから対応ということになると思っております。

以上でございます。

○議長 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 案件により申請がありました。さあ、どうしようか。それによりながら

任用された職員が、事務的な作業なのかなと私の思いなのですが、それでなければ事件あるごとに、この事件についてはこういう人、こういう人というふうになるのか、そこがよくわからない。

18号でいうのは、事件があつて、その専門における5人の編成を組むというのは何となく理解できるのですが、担当職員の職務についてももう少し詳しく教えてください。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 担当職員につきましては、審理において職員のうち処分に関与しない者を審理員として指名するものでございますけれども、審理員は処分の決定をした者から弁明書の提出を求め、審査請求人の主張とあわせて審理し、審理意見書を作成するということになってございます。この担当職員が審査請求人または代理人等から反論書ですとか提出させることができますけれども、それに基づいて意見陳述あるいは証拠書類等を出させて、その案件について請求人と担当職員がすり合わせをします。もちろん処分したとか決定をした行政側からも同じことをやります。刑事裁判でいうと、被告と原告のやりとりみたいなことになるのかと思うのですが、これを専門の知識を持った方を任用して行わせるというものでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件及び議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 更別村行政不服審査会条例制定の件及び議案第19号 更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

ここで昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第20号

○議長 日程第10、議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村課設置条例（平成15年条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て行政窓口の集約化による住民利便性の向上を図り、子育て支援策の充実と安心して子育てできる環境の充実につなげるため、子育て応援課を新設しようとすることから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨として、（1）、新たに子育て応援課を設置する。

（2）、関係する事務分掌を整理する。

次ページをごらんください。更別村課設置条例の一部を改正する条例ということで、次のように改正するものであります。

対照表をごらんください。1ページ目です。現行の第1条に改正後、保健福祉課の次に子育て応援課という課を新たに設置し、加筆するものであります。

続いて、3ページをごらんください。3ページ、現行の保健福祉課、社会福祉に関すること、アンダーラインが引いてあります。（3）、アンダーラインが引いてありまして、健康相談及び指導に関することの文章を、改正後、（1）、社会福祉として（児童・ひとり親福祉を除く。）に関すること。（2）はそのままです。介護保険事業に関すること。（3）として、成人、高齢者の健康相談及び指導に関することを加筆するものであります。

その下に子育て応援課ということで新たに条文を加筆します。（1）、子ども・子育て施策の総合調整に関すること。（2）、児童・ひとり親福祉に関すること。（3）、母子保健に関することを加筆、追加することとします。

次のページ、4ページをごらんください。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、第1回更別村議会定例会議案資料をごらんください。議案資料の資料（議案第20号）更別村行政組織規則の一部を改正する規則でございます。

更別村行政組織規則（平成15年規則第18号）の一部を次のように改正するものであります。

現行、第3条の（1）から（6）、略の下に改正後は（7）といたしまして、子育て応援課、子育て応援係・母子保健係というのを加筆することになります。そして、現行（7）が改正後（8）、略というふうになります。

続きまして、飛びますけれども、6ページになります。6ページの戸籍窓口係にあります（5）、出産祝金に関すること、児童手当に関するところがあります。旅券に関するところ。そして、（8）のその他窓口業務に関するところがありますけれども

も、これについては改正後は（４）の次が、国民年金に関する事の下が（５）になりまして、旅券に関する事、（６）のその他窓口業務に関する事というふうになります。

続きまして、９ページでございます。９ページをごらんください。９ページの右下です。保健福祉課の福祉係、現行（５）、児童福祉に関する事、それと（８）、ひとり親福祉に関する事、これを削除いたします。そして、現行では、左側にありますように福祉係の（４）が民生委員、児童委員に関する事、続いて（５）として障害者福祉に関する事、（６）、高齢者福祉に関する事、（７）、その他福祉に関するということで、番号のほう为上のほうに参っております。

１０ページ、次のページをごらんください。右側下のほうにあります保健推進係、（１）、母子、成人、高齢者保健事業に関する事というところがありますが、改正後は（１）のところを母子を除きまして、成人、高齢者保健事業に関する事に改めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、１１ページですけれども、１１ページの一番上のほうにありますけれども、（６）、（７）、（８）の（７）ですけれども、各種、アンダーラインが引いてありまして、栄養指導、相談に関する事が、左側、改正後は（７）、成人、高齢者の栄養指導、相談に関する事に改めさせていただきたいというふうに思います。その下、新たに応援課に伴って加筆する部分として子育て応援課、子育て応援係として（１）から（６）まで、それと母子保健係として（１）から（３）まであります。子育て応援係には、（１）、子ども・子育て関連施策の調整に関する事。（２）、児童福祉に関する事。（３）、子育て支援に関する事。（４）、ひとり親福祉に関する事。（５）、出産祝金、入学祝金に関する事。（６）、児童手当等に関する事。さらに、母子保健係として（１）、母子保健事業に関する事。（２）、子どもの予防接種に関する事。（３）、母子の栄養指導、相談に関する事というふうに加筆をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、１２ページですけれども、附則といたしまして、この規則は、平成２８年４月１日から施行するものといたします。

以上、提案説明申し上げさせていただきまして、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長　説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

１番、安村さん。

○１番安村議員　今回の子育て応援課の設置については、村長の政権公約でございまして、そういうような思いを持って今回提案されていると思っておりますけれども、今の条文等の説明、総括でございすけれども、総体的に今の説明という中では、他課の部分をある程度子育て応援課の中に集約するという提案でございすけれども、せっかくの村長提案でございすので、もう少し村長の思いも含めて、どういう形のもので今後も含めてこの課を持っていくかという部分の思いも含めて、もっと詳細に説明いただければありがたいというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

子ども応援課の設置については、私の公約でもあり、政治信条でもあります。就学前の子どもたちを中心にして2つに、子育て応援係ということと母子保健係ということで業務について分けてありますけれども、子育てをしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

私が村長を目指したときから、私は島根県の邑南町を目標にしております。子育て支援をしっかりと、そして人口減少とか少子化に向かうということでもありますけれども、何よりも次世代、未来の更別を担うのは子どもたちであります。よって、子どもを安心して産み育て、そしてそれを全体として見守っていく必要がありますし、行政としてこの部分に大きな力を注いでいきたいというふうに考えています。これがひいてはこの村の存続にも係りますし、そして未来の村づくりのために欠かすことのできない施策であるというふうに考えております。

具体的には、考え方としましては、この課を設置することによって子ども・子育ての施策にかかわる指令塔にいたします。これを明確化するということ。そして、何よりも関連施策の具現化に向けたスピード感のある、ワンストップというふうにイギリスの議会とか、非常に注目をされておりますけれども、スピード感のある対応、体制の確立を目指すということでもあります。それと、これまで他市、ほかの課とか、いろいろと本当にわたっていた部分もあるのでありますが、これは子育て支援の体制の強化ということで、児童福祉部門を中心とした総合調整機能と関係部署、課の連携の強化を図るということが2つ目に重要であるというふうに考えています。もう一つは、保健、福祉、教育の各分野における、領域における支援の継続的なサポートです。これの中心的な役割をこの課で担わせるということでもあります。具体的には、窓口の集約化ということで、子ども・子育て行政窓口の集約化による住民の利便性の向上、2つ目はワンストップ相談窓口による個々のニーズの把握ときめ細やかな対応、3つ目には先ほども言いましたが、関連施策の具現化に向けたスピード感のある対応、体制の確保ということです。

子育て支援の充実強化の部分については、具体的に言うと保健福祉課の母子保健部門と児童福祉部門の統合による子育て支援策の充実であります。2つ目は、担当セクションの明確化による総合調整機能と関係部署との連携強化、いろいろとほかの課にまたがったり、非常に複雑な部分もあるわけですが、これを子育て応援課に集約することによって、より調整機能を含めてスピード感のある充実した体制がとれるのではないかとというふうに思います。もう一つは、子育ては妊娠期から含まれますので、妊娠期から子育て期にわたり子どもの成長に寄り添い、安心して子育てできる環境の充実を目指すということでもあります。そういうことで、これは継続ということ言葉であらわしていますが、保健、福祉、教育の各領域における支援の継続的なサポートであります。発達支援とか、いろんな部分を含めて、今いろいろ、さん健診とか行われていますけれども、いわゆ

る発達障害を持った子どもに関してもこの部分で、すぐにとはいりませんけれども、行って、こういう発達相談、支援体制の強化ということも考えていかなければいけないのかなというふうなことを考えています。

国の動向もありますが、保育園、幼稚園の部分もあります。認定こども園の部分あります。しかし、私は幼保一元化ということを根底に村長の選挙に出たときから言っております。国の動向としては、幼保一元化に向けた動き、認定こども園等々、今は厚生労働省と文科省が縦割りで2つの分野になって分かれています。私は、就学前教育というのは、特に3歳から4歳、5歳まで含めて、これは就学前教育には幼稚園も保育園も変わりありません。ということで、教育内容、保育内容、これをやっぱりきちんと就学に持っていくために体制を整えていく必要があると思います。ただ、今回残念ながら幼稚園の部分についてはまだ検討状況ということとなっております。この部分については、上更別の認定こども園、(仮称)認定こども園上更別幼稚園というふうなこととか、今後のこともありますけれども、国の動向とか見据えて考えていきたいというふうに、検討していきたいというふうに思っています。

世界の体制は、5歳児は義務教育化、そして無償化であります。いずれ日本にもこれが来ます。私は、先取りというわけではありませんけれども、その就学前教育の保育の重要性というものに鑑みて、しっかりとこの村でその部分を担っていく応援課の設置によって住民のニーズに応えていきたいと思っています。

私の目標は、日本一の子育ての村をつくることであります。そのためには、この応援課はぜひとも必要であります。何とぞご理解いただいて、ご同意いただけることをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今村長の力強い思いが今やっと感じてきました。

それで、さきに説明があったのですが、今のようない説明していただければありがたかったと実は思っておりました。ただ、まず素朴な質問からさせてください。最初に、この応援課とした名前の考え方なのですが、なぜ支援課としなかったか。応援と支援というのは当然村長はご存じだと思いますけれども、その辺説明をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 支援課ということでなくて応援課ということで、私のこだわりがありますということで、子ども・子育て支援が昨年4月から施行されているいろんな形で動いているわけなのですが、私は法的な部分もありますけれども、あくまでも子育て世代を継続して応援するという形でこの名称を使っております。法的な部分とかいろんな部分あるかもしれませんが、私は子育てを応援していくのだと、そういうような考え方でもって子育て応援課というふうに名づけさせていただきました。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今のもう少し深く質問させてください。

単純に応援するということは、加勢するというか、頑張rinaさいよと、こういうことだと思います。支援するというのは、弱者ではないですけれども、困っている、困窮している、そこに手助けをするという大きな意味の違いがあると思います。かなりここら辺の業務内容を見ますと、支援の部分が相当数あるというふうに理解しています。そこで、応援というところは少し感じませんけれども、そこはどのように捉えていますでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今村瀬議員のおっしゃるとおり、支援としてはいろいろな手だてとか困っている部分とか、困難性を克服するというような部分はありますけれども、確かに業務上見ますと、そういうふうな形で分かれていますけれども、政治信条といいますか、いわゆる応援していくというか、我々行政だけではなくて、私としてはやっぱり地域ぐるみというか、関係する部分、地域住民とか、いろんな部分で子育てをしていかなければならないと思っていますし、この村というのは本当にそういう形では保護者、地域、それとか保育所、幼稚園、学校が一体となった子育てが地域ぐるみで行われてきているわけです。そういった意味においては、いろんな施策ということも大事ですけれども、ネットワークとそういう支援体制を組むという意味から見れば、応援という文言がふさわしいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 さらに深めて質問させていただきます。

要約しますと、保健部門と福祉部門、今現在やられている担当の分掌をそのまま移行してきたように見えます。これもいたし方ないかと思うところですが、教育の部分では入学金という、またこれも現実にやっている、支給するところでの事務分掌になっているというところですが。教育という部分がもう少し何かメッセージ性のある言葉にならないのかな。恐らく教育部門というのは別組織ですから、非常に難しいと思うのですけれども、やはりここはもう少し検討する余地がなかったのかと実は思いがあります。

それと、なぜ調整というふうなことにするのか。単純に関連する施策だとか、そういった文言に言い切ってもいいのではないかなという気がするのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 教育部門については、これから課が言ってみれば進化していくというか、そういうふうに捉えていただきたいと思います。あくまでも出発はしますけれども、その中でいろいろと私の思いもありますし、いろんな事務的な部分とか含めて改善していかなければならないところが出てきますので、その部分で教育の部分についてもしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

あと、調整ということですが、やはりいろんな部分で連携だけでは、私はいろんな細かいところの分野で、事務手続とかいろんな分野でやはり調整が必要ではないかというふうに思っています。今回もいろいろと業務を分担するときにさまざまな調整をしましたが、それが全て終わったわけではございませんということで、この中においても各課、各担当部門について調整機能も果たしていくというふうに考えていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 仕事をする中では当然調整すると思うのです。ですから、どんな仕事をしてかかる組織、かかる団体、いろんな意味で調整があると思うのです。要するに何をするかということですから、調整をするでは、あとよくわからなくなってしまうというのが私のイメージと言ったらいいのかな、そんなふうな思いなのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員のおっしゃるところもあると思いますけれども、私の思いとしては課の設置の中で、いわゆる調整が主目的ではありませんから、しっかりと業務をこなしながら、その中で細かい部分については調整をしていくというふうに捉えていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 新しい課を新設ということなので、この職員の配置についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 子育て応援課の課長並びに子育て応援係、それと母子保健係の3名で構成しようというふうに現在のところ考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今3名というお話でしたけれども、これはこれまでの今の職員体制の中で3名がそちらのほうに行かれるということですのでよろしいですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 はい、そのとおりであります。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 新しい課ができるということで、仕事がバランス的に3名抜けたらほかの課については仕事の量が変わってくるかというふうに思うのですけれども、その辺について心配があるわけですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 4月1日から新しい課の設置の人員配置でありますけれども、新年度職員の採用の関係でありますけれども、2名採用予定になってございます。それらの職員を含めて全体の職員配置については考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 応援課をつくるという中で1年間係でやった中での課題、この課をつくることによって縦割りを解消するために村長の思いもあると思うのですが、その中で1年間係でやってきた中での縦割りの中での課題というものは何だったのですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 業務としては、その中でやっているわけではなくて、準備として応援係としてこの課を発足させるためにいろんな課の調整とか業務分担、それについての調査研究を行ってきたというふうに理解していただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 引き戻すようなご質問で申しわけないですけれども、手の挙げる順番が遅いか早いかで決まってしまうものですから、申しわけございません。

私が心配しているのは、新しい課という部分の設置についての提案というのは、村長の提案説明も含めて理解していかなければならない部分もあるのかなという判断をしていますけれども、ただ、今のこの子育て応援係、母子保健係の業務分担を見ますと、前段も質問があったように、既存の部分の担当係のものを持ってきているだけなのです。ということは、逆に言えば今の住民生活なり保健福祉にこの分の置いてあった何か課題というのはあったのですか。運用上の課題があるのですか。今そこに現用の改正前の部分のこの置き方、住民生活課に祝金だとかなんとか置いてある、あるいは保健福祉課の子育ての部分や何かに置いてあるという何か不都合というものはあるのですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 不都合というのはいりません。あくまでもその部分で業務の集約、先ほど言いましたけれども、集約あるいはワンストップといいますか、スピード感のある対応をするためにその業務を集約化したということでもあります。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今さまざまな議員さんからいろいろな質問が出てきたので、重なる部分がたくさんあって申しわけないのですが、村長の説明では今回の子育て応援課については就学前の子どもたちということで何度も言われています。ということは、もう小学生に上がった子どもたちの部分については、教育委員会にお任せするのだよと、保健福祉課に任すのだよというように聞こえ、そういうような説明に聞こえたものですから、その辺も十分返答いただきたいなという部分があります。

さらに、3名の体制で行いますということで答弁されましたが、実際にこれについては教員免許等を持っている専門職員を置くのか、保健師を1名配置するのか、それによってやはり母子関係の保健等も行うわけですから、そういう資格の持っていない職員が行ったところでなかなか対応は相当難しいと思うのです。そういう部分で、ちゃんとした保育関係の資格を持った職員の配置をするか保健師の配置するか、そういう部分を含めて3名で十分足りるのか、その辺ももう一度答弁お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 1番目の部分ですけれども、就学前というふうに今言っておりますけれども、いろんな部分で今後、まだ発足ということですので、その部分で今しますけれども、超えてかわってこなければいけない部分も出てくるのでないかというふうに考えています。特に発達検査とか発達の段階とか、いろんな部分の支援策含めて、就学前だけで終わらない部分もあるのかなというように思います。これは、これから研究をし、検討を重ねていかなければならないというふうに考えています。

人員配置ですけれども、今の段階では、高木議員が言うように教員免許とか保健師の資格というようなことがありますけれども、現在のところそこまできっちりとできるかということについては今検討中でございます。

以上でございます。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 先ほど今子育て支援係の設置してからの業務の中で十分いろいろ検討させていきたいということでご返答をいただいているのですが、実際に子育て支援係については教育委員会に場を置いてやってきたわけです。今回のこの課の設置についての業務については、ほぼ福祉、保健、このほうをメインとした課を設置するわけですから、もともと今までやってきた教育委員会の中においてやってきた調整も含めて、それについてはほぼ、ここにはこれから検討すると言っていますけれども、進めていくと言っていますけれども、今まで3カ月くらいやってきたわけですから、その部分が一つも加わっていないという部分については、どういうお考えをしているか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今のご指摘でありますけれども、全くかかわっていないということではありません。場は、保健福祉課のほうに場所は設置しますけれども、引き続き教育委員会で携わってきた部分についてはしっかりと継続して、その部分はこの課の中でもしっかりと反映をしていきたいし、これからもそういう形で連携等々をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先ほどの僕の話にも戻るのですが、1年間係でやって課にするための検討をしたということですよね。それで、指令塔になってスピード感を出すと。僕は、検討

した中でスピード感が出る根拠というのを知りたいのです。その根拠と、あと今まで係であったわけですから、教育委員会において。それが保健福祉課の係にまた同じようなものを置いて横で連携させる、そういうことにはならなかったのかなと思うのですが、いかがですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 スピード感については、私は達成できるというふうに考えております。この部分でいろんな細かい議論もありますけれども、今まで以上にスピード感のある対応がとれますし、いろんな相談業務についても速やかに対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 新しい課については、私は今話を聞いていて賛同できるところであります。

それで、質問したいのは、今新しい課ができて3名の体制になると、ここまではよろしいのですけれども、それぞれ仕事、いろんな課から持っていった。その残っていたところというのは、持っていかれたところですね、要するに少なくなったところはどうなるのか。以前でしたら、例えば大課制だとかグループ制だとかというふうにしいていて、それがいろんなことがあって係制に戻した、こういう経過があるわけなのです。当然こういう新しい課をつくるということは、全体的な流れというか、組織の中でやっぱりやりくりしなければだめだと思うのです。必要であるならば、機構改革も必要であるというところまでいくと思うのです。このままいってしまうと、ただ3名、職員定数の3名がふえただけになってしまう可能性があるものですから、そこでこぼこの部分も含めて、今後どのようにしていくのか、村長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員のご指摘の部分ですけれども、そこから応援課に異動したり、その課から抜けるというか、新たな業務につくということについては、残された部分についてはしっかりとその業務はしていかなければいけませんし、その部分がなくなったからといって、その部分がおろそかにされるわけではありませんし、業務としてはきちんと遂行していく必要があると思います。軽減がされるということではないというふうに考えております。

それと、あと全体的な部分で機構改革もありますけれども、その部分含めて全体的なバランスというのですか、行政、組織というのはやっぱり人の組織でありますから、その部分をきちんとバランスをとり、なおかつ業務が確実に遂行されるようにきちんとした体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 先ほどの2つ目の質問のときに村長にスピード感の根拠ということをお

話しいただいたのですけれども、教育委員会にある係をそのほかに保健福祉課にもう一つ係を置いて係として連携していくことはできないかというところの回答をいただいていないのですが、いかがですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 教育委員会にあった係については、それはそのまま応援課のほうに移行しますので、委員会にはその分は残らないということになります。その部分で応援課のところで新たに委員会でやっていた業務についても含めて開始をするということになります。そういうふうに理解していただきたいというように思います。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 人員についてですけれども、3人ということですね。それに対して、今先ほど上田議員のほうからも質問出たのですけれども、僕も同じように思うのは、課から1つとってくるというよりも、全体的な機構というのですか、そういうのをマネジメントを入れて全体的に見てその中で子育て支援課とかいろんな縦割りを解消していくという、そのマネジメント会社を通して行政の機構図というものを考えるということは考えなかったのですか。そのほうが効率的というか、リスクを負わないというか、無駄がないようなものにするためにマネジメントを入れたほうがしっかりすると思うのです。それが今の業務に差し支えがないというのであれば、やっぱりその中で3人引き抜くということは差し支え必ずあると思うのです。そういったことも含めれば、課をつくるという前に全体的なマネジメントをしておけばもっともっとスムーズに仕事の流れも上手にいくと思うのですけれども、いかがですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 外部でそのマネジメントについて考察するというのはしてはおりませんし、するつもりもありません。それは、内部においてはやはりいろんなバランスとかいろんな部分を考えて、この部分の機構については考えてきたということでありますから、その部分をしっかりとマネジメントといいますか、いろんな業務のバランスとか子育てに関すること、あるいは教育に関することを統一性といわゆる連携性を持って進めていくということでありますので、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 資料の9ページですか、そこで保健福祉係からいろいろ移動しているのですけれども、児童福祉に関することは移動しているのですよね。それで、その下の障害者福祉に関することは移動していないと。私が心配するのは、児童の中でもやはりいろいろ障害のある方もおられると思うのです。この課のいき方を見ますと、就学前の児童のことを全て応援していくというように捉えているわけなので、その辺の考えはどうか、この1点お聞きします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのご指摘、もっともだと思います。私もそのところはきちんとしなければいけないと思いますし、現段階でその部分について明確にこうするというふうには言えないのですけれども、少なくとも就学前のそういう障害、発達段階、相談とか含めてはこの部分でやっていきたいと思いますし、やはり先ほども言いましたけれども、その部分は生まれてから出口のところがありますけれども、そこまで一貫してつながっているところがあります。その部分は、私の政治信条としては障害児教育そのものについて、また新たに提案させていただきますけれども、やはりきちんと村の中にコーディネーターを置いて、発達の診断から健診から含めて、支援から含めて、そしてそれがゼロ歳から始まってずっと幼稚園、保育園、そして小学校、中学校ということと、それと出口に至るまで、やっぱり一貫した体制を村で確立しなければ、これはだめだというふうに考えておりますので、その部分については今のところまだご提案できませんけれども、近いうちに必ずその部分については提案していきたいと思いますし、その部分で子育て応援課といわゆる学校教育、その他の教育についてのあり方についても、これは調整をしていかなければならないし、やはり研究し、本当に前向きに検討していかなければならないことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 全ての議員さんから発言をもらいましたので、これで質疑を終わらせていただきます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をしました。

◎日程第11 議案第21号

○議 長 日程第11、議案第21号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村情報公開条例（平成13年条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い、不服申し立てが審査請求に一元化され、不服申し立ての審理手続の公平性を担保する新たな仕組みが導入されたことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

（2）、更別村情報審査会条例（平成14年条例第24号）に基づき設置する更別村情報審査会への審査請求に関する諮問をする際に、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく弁明書の写しを添付する。

（3）、法第9条第1項に規定する審理員が行う審理手続について、本条例に基づく審査請求に関しては適用しない。

（4）、審査請求人または参加人の申し立てがあった場合に、当該申し立てをした者に審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるものとするものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明を申し上げ、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。右側が現行で左側が改正後の対照表になります。第16条の見出しとして審査請求でございます。アンダーラインの部分につきましては、要旨、（1）に該当いたします。主に不服申し立てが審査請求にかわるというものでございます。

第2項につきましては、要旨、（2）に該当いたします。法に基づき、弁明書の写しを添付しなければならないという条文を加えるものでございます。

第3項につきましても、要旨、（1）に該当いたします。

2ページをお開きください。右側の第3項、第4項、第5項につきましては、前ページで第2項を追加したことによります項番号の繰り下げでございます。

第17条でございます。審査請求がされる場合、村の職員のうちから審理手続を行う者を示す規定でございますけれども、従来どおり不服申し立てがあった場合、更別村情報審査会に諮問をして進めるということで、適用しないとするものでございます。

第18条につきましては、第17条を追加したことにより番号を繰り下げるものでございます。

それから、第19条の改正につきましては、要旨、第4項に該当いたします。審査会は、審査請求人又は参考人第13条第4項に規定するところの第4項につきましては、代理人によってすることができる規定でございます。

3ページをお開きください。第2項でございます。3行目になりますけれども、処分庁等と記載されておりますけれども、処分を行った行政庁等をいいます。

第3項には、口頭意見陳述について出頭することができるという規定でございます。

第4項につきましては、口頭意見陳述において、申立人のする陳述が審査請求に係る事

件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができ
るものでございます。

第5項につきましては、口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請
求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる規定を追加してござ
います。

第20条から第26条につきましては、2条ずつ番号を、第17条と第9条を追加したこと
に伴って2つずつ番号を繰り下げるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたし
ます。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第22号

○議 長 次に、日程第12、議案第22号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条
例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第22号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でござ
います。

更別村個人情報保護条例（平成13年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い、
不服申し立てが審査請求に一元化され、不服申し立ての審理手続の公平性を担保する新た

な仕組みが導入されたことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(2)、更別村情報審査会条例(平成14年条例第24号)に基づき設置する更別村情報審査会への審査請求に関する諮問をする際に、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に基づく弁明書の写しを添付する。

(3)、法第9条第1項に規定する審理員が行う審理手続について、本条例に基づく審査請求に関しては適用しないこと。

(4)、審査請求人または参加人の申し立てがあった場合に、当該申し立てをした者に審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるものとするものであります。

なお、吉本総務課長より補足説明をいたさせます。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。右側が現行で左側が改正後の対照表でございます。第33条第1項のアンダーラインの部分につきましては、要旨、(1)に該当します。主に不服申し立てが審査請求に改正しております。

第2項につきましては、要旨、(2)に該当いたします。法の規定に基づいて、弁明書の写しを添付するものでございます。

第33条の2につきましては、要旨、(1)に該当いたします。

次のページをお開きください。2ページでございます。第33条の4につきましては、条文の追加でございます。

議案第21号の更別村情報公開条例第17条の条文追加と同じく適用をしないというものでございます。

第33条の5につきましては、要旨、(4)に該当いたします。意見陳述について規定するものですが、先ほどの議案第21号と同じでございます。

3ページをお開きください。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第23号

○議 長 日程第13、議案第23号 更別村情報審査会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 更別村情報審査会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村情報審査会条例（平成14年条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い、不服申し立てが審査請求に一元化されたことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、(1)、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものであります。

次ページをごらんください。次ページにつきましては、更別村情報審査会条例の一部の改正する条例ですけれども、新旧対照表になっております。

第3条のアンダーラインの部分、(1)の公開条例第16条に規定するアンダーライン上、不服申し立ての審査に関すること、(2)、保護条例第33条に規定する不服申し立て、この部分を改正後、不服申し立ての文言から審査請求、いずれも(1)、(2)が審査請求にかえさせていただきたいというふうに思います。

第7条も同じく、不服申し立ての審査を行うためというところの部分審査請求の審査を行うためにかえさせていただきます。

3番の審査会は、公開条例に係る不服申し立ての審査を行うためというふうにあります、この条文も公開条例による審査請求という形で不服申し立てを審査請求にかえさせていただきたいと思います。

次のページ、2ページをごらんください。第8条にあります不服申立人等というふうな部分がありますが、括弧の中、「不服申立人等」という、という文言がありますが、これが改正後は審査請求人、「審査請求人等」というふうに改めさせていただきたいというふうに思います。

第9条も不服申立人等という文言がありますが、これも審査請求人等に文言をかえさせていたいただきたいというふうに思います。

同じく第10条、不服申立人等は審査請求人等、第11条、不服申立人等は審査請求人等にかえさせていたいただきたいというふうに思います。

なお、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行することといたします。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 更別村情報審査会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第24号

○議 長 日程第14、議案第24号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い関係条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、審査申し出書の記載事項に「審査の申出に係る処分の内容」を加えるほか、文言の整理を行うものであります。

（2）といたしまして、審査申し出に係る代表者もしくは管理人、総代または代理人が

その資格を失ったときは、書面で固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に届け出ることとする。

（３）、書面審理を行う際に、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合については、弁明書が提出されたものとみなす。

（４）、弁明書に対する反論書の取り扱いを定める。

（５）として、委員会が審査決定書を作成する場合における記載事項を定めるものとあります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明をさせていただきます。

右が現行でございます。左が改正後の対照表でございます。第４条につきましては、第２項第１号につきましては文言の整理でございます。要旨、（１）に該当いたします。第２号につきましては、審査の申し出に係る処分の内容を追加するものでございます。以下、３、４、５号につきましては、２号を追加したことによる号番号の繰り下げでございます。

第３項につきましては、要旨、（１）に該当する部分と（２）に該当する部分でございます。資格は書面で証明しなければならない条文を加えるものでございます。

それから、６項ですが、要旨、（２）に該当いたします。書面でその旨を委員会に提出しなければならない規定を加えるものでございます。

２ページをお開きください。第６条第２項につきましては、要旨、（３）に該当いたします。電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合は、弁明書が提出されたものとみなす規定を加えるものでございます。

第３項につきましては、ただし書きを削除してございます。

第４項につきましては、第２項が加わったことにより番号の繰り下げ、以下同じでございますけれども、第５項につきましては要旨、（４）に該当いたします。反論書の提出があったときは、これを村長に送付しなければならない規定を加えるものでございます。

第１１条につきましては、要旨、（５）に該当いたします。

次のページをお開きください。３ページですが、附則として、この条例は、平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第25号

○議 長 日程第15、議案第25号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第25号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることになり、関係する条例における条文を改正する必要があることから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、地方公務員法の引用条文「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、新旧対照表でございます。現行、目的の第1条の部分で地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、根拠法ですけれども、この条項の部分の改正後、第1条、第24条第5項の規定に基づきというふうに変えさせていただきます。

なお、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時45分まで休憩をいたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議 長 休憩中に本多議員の質疑、議案第20号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件に対する答弁の修正について、西山村長より発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 先ほど課設置条例の一部改正での発言につきまして、新たな課の職員配置について3名と申し上げましたが、組織の人事配置につきましてはこれから検討するものでありまして、決定ではありませんので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 本多議員、よろしいですか。

○7番本多議員 はい、わかりました。

○議 長 この件については、終了させていただきます。

◎日程第16 議案第26号

○議 長 日程第16、議案第26号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第26号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第17号）の一部を改

正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、必要としない文言を削除する。

(2)といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の300から100分の310に改めるものであります。

次のページをごらんください。これは、新旧対照表でございます。まず、現行の費用弁償の第4条2のアンダーラインのところの部分ですけれども、「以下「旅費条例」という。」、この部分を改正後は削除をさせていただきます。

続きまして、第5条の2の(2)、12月1日に在職する者100分の300というふうにあります。が、改正後は(2)、12月1日に在職する者100分の310に改めさせていただきます。

なお、附則といたしまして、施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

期末手当の内払ですけれども、2といたしまして、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなします。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よりしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第28号

○議長 長 日程第17、議案第28号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第28号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤の者の期末手当について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の212.5から100分の222.5に改めるものであります。

第2条として、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の197.5から100分の202.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の217.5に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、対照表であります。期末手当の第4条、2項の部分の（2）でございます。12月1日に在職する者100分の212.5を（2）、12月1日に在職する者100分の222.5に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページ、第2条として、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部の対照表であります。期末手当、第4条の2項の（1）、6月1日に在職する者100分の197.5を6月1日に在職する者100分の202.5、そして（2）、12月1日に在職する者100分の222.5を12月1日に在職する者100分の217.5に変えるものであります。

なお、附則として施行期日等、1として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成27年12月1日から、第2条の改正規定は平成28年4月1日から適用する。

給与の内払、2、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなします。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第29号

○議長 日程第18、議案第29号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第29号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について、国家公務員の取り扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、(1)、勤勉手当の総額の限度額を算出するために、勤勉手当基礎額に乘じる率を、一般職員については100分の75から100分の85に、再任用職員については100分の35から100分の40に改めるものであります。

(2)、行政職給料表において、国家公務員給与の総合的見直しの際、減額改正の対象とならない若年層の給料月額を改めるものであります。

第2条として、(1)、行政不服審査法の全部改正に伴う関連法の一部改正及び地方公務員法の一部改正に伴い、関連条文を改めるものであります。

(2)として、勤勉手当の総額の限度額を算出するため、勤勉手当基礎額に乘じる率を、一般職については100分の85から100分の80に、再任用職員については100分の40から100分の37.5に改めるものであります。

(3)、条例本則の附則第7項中、55歳を超える特定職員の給料等の減額支給の期間について、「当分の間」から「平成30年3月31日」に改める。

次のページです。(4)、行政職給料表を国家公務員俸給表のとおり改める。

(5)、別表第2職務分類表の第5級の職務の内容欄、別表第3の教育委員会の区分欄にそれぞれ「指導参事」を加えるものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

1ページをお開きください。右側が現行で左が改正後の対照表でございます。第14条の4、勤勉手当でございます。アンダーラインですけれども、第2項につきましては一般職

の改正でございます。100分の75を100分の85に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の改正でございます。現行では100分の75とあるのは100分の35、改正後は100分の85とあるのは100分の40に改めるものでございます。

別表第1（一）を次のように改めるというもので、次のページ、2ページをお開きください。これは、行政職給料表の改正でございます。1級から6級まででございます。給料表の2級の欄を見ていただきたいのですが、現行と改正後で2級の23号俸までは改定額が記入されておりますけれども、それ以降はゼロとなっております。改定しないということでございます。3級につきましても、3級の7号俸まで改定額がありますけれども、それ以降はゼロということになってございます。これにつきましては、要旨、（2）で若年層の減額となっていない部分について改めるものでございます。

8ページをお開きください。第2条関係でございます。第1条、目的でございますけれども、アンダーラインの部分でございます。現行、地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。地方公務員法の第2項が削除されることによるものでございます。

それから、第6項でございます。これも要旨、（1）に該当いたします。行政不服審査法の全部改正によりまして、昭和37年法律第160号から平成26年法律第68号に、それから不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

第6項の下から2行目でございますけれども、現行、第52条の2を第51条の2に改めるものでございます。これにつきましても地方公務員法の改正でございます。

第14条の4、勤勉手当でございます。要旨、（1）に該当いたします。

第2項では、現行100分の85を100分の80に、第3項では再任用職員でございます。100分の85とあるのは100分の40を100分の80とあるのは100分の37.5に改めるものでございます。

9ページをお開きください。附則、これは本条例の附則でございます。要旨、（3）に該当いたします。

第7項では、現行、当分の間を平成30年3月31日までの間というものでございまして、6級に在職する課長職が55歳を超えますと1.5%の減額をしております。この制度ができたときは、当分の間となっておりましたけれども、国家公務員に合わせて平成30年3月31日の期間とするものでございます。

それから、別表第1の行政職給料表、それから別表第3でございますけれども、11ページをお開きください。この行政職給料表の改正につきましては、先ほど第1条で行政職給料表の改正を行っておりますけれども、2級の欄を見ていただきたいと思います。現行と改正後で改定額が24号俸までゼロとなっております。それ以降、マイナス改定となっております。これにつきましては、ことしの通常国会で一般職給与法が改正されて国家公務員俸給表の改正と一致することになります。

17ページをお開きください。別表第2でございます。職務の級の5級の欄でございます。

職務の内容に現行は「及び参事」を「、参事及び指導参事」に改めるものでございます。

別表第3でございます。これにつきましては、教育委員会の欄でございます。指導参事を加えるものでございます。

9ページにお戻りいただきたいと思います。附則としまして、第1項では施行期日等を記載しております。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中、第14条の4第2項及び同条第3項の改正規定は平成27年12月1日から、これは勤勉手当の改正でございます。別表第1（一）の改正規定は平成27年4月1日から、第1条の最初の行政職給料表の改正でございます。第2条の改正規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第2項の給与の内払につきましては、改正前の規定に基づいて切替日以降分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

第3項として、給料の切替に伴う経過措置でございます。10ページになります。切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（更別村職員の給与に関する条例附則第7項の適用を受ける職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給するというものでございます。この特定職員は、先ほどの6級に在職する課長職で55歳を超える者の1.5%の減額措置に関する経過措置でございます。差額を支給することができるということになってございますけれども、減額改定となる職員につきましては、切りかえ日前日の給料に届くまで、2年間ですけれども、状況等によって切りかえ日前日までに受けていた給料を超えますと差額は消滅するというようになってございます。

第4項では、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上、つり合いということでもありますけれども、必要があると認められたときは、当該職員には前項の規定に準じて給料を支給する。これにつきましては、ある程度経験を積んだ職員を今後採用した場合、同じような年齢で経験を有する者と権衡を保つというものでございます。

以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第29号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第30号

○議 長 日程第19、議案第30号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第30号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例（昭和50年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、災害その他やむを得ない理由により申告期限が延長される規定において、当該規定から除かれる書類である「不服申立て」の文言を「審査請求」に改めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは、新旧の対照表でございます。現行、18条の2にあります災害等における期限の延長の部分であります。下線部の部分、不服申立てに関するものを除く、括弧書きの中でありましても、これが改正後、審査請求に関するものを除くというふうに変えさせていただきます。

なお、附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第30号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第31号

○議 長 日程第20、議案第31号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第31号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村児童医療費の助成に関する条例（平成17年条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、題名を更別村子ども医療費の助成に関する条例に改正するとともに、助成対象を満18歳に引き上げるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨として、(1)、本条例の対象となる「児童」を「子ども」に改めるものであります。

(2)といたしまして、受給の対象となる者を、被扶養者であり、かつ更別村の区域内に住所を有する「世帯に属する児童」から「保護者の被扶養者である子ども」に改めるものであります。

なお、安部保健福祉課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

1枚めくってください。1ページです。まず、右の現行、更別村児童医療費の助成に関する条例を子ども医療費という形で文言を改めさせていただきます。

第1条、目的の部分ですけれども、この部分に対しましても児童という文言が2つあると思うのですけれども、その部分を子どもというふうに変えさせていただきます。

用語の定義ということで、第2条、この部分も児童という言葉子どもに改めさせていただきますと。それと、(1)ですけれども、満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間を

18歳まで対象とするため、18歳に達する日以後最初の3月31日までの者をいうということで、子どもの範囲を定義させていただいております。

次に、(2)、保護者の定義で児童という言葉子どもという形で2つ直させていただきます。

(4)で、これも児童という言葉子どもという形に直させていただきます。

2ページをお開きください。第3条で、更別村の区域内に住所を有する世帯に属する児童という言葉がありますけれども、それを住所を有する保護者の被扶養者である子どもというふうに直させていただきます。これは、年齢を拡大したことにより住所地特例と、自分の住所ではなくて、例えば函館の高校に行くですとか、何かあっても更別村の住所地特例ということで保険証が発行されます。その者も対象にするという形でこういうふうに文言を改めさせていただくものでございます。

第3条、(1)の児童という言葉も子ども、(2)の児童という言葉子どもに改めさせていただきます。

第5条に関しましても、同じく児童子どもに改めさせていただきます。

それと、第7条、助成の範囲ですけれども、これも先ほど第3条で説明したとおり、住所地特例等で更別村に住所を有しなくなっても、その扶養者である子どもに医療費を助成することができるように保護者の被扶養者である子どもに改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページです。附則、この条例は、平成28年4月1日から施行すると。

適用区分として、2条で改正後の更別村児童医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後、4月1日以後ですけれども、医療に係る医療費の助成に適用し、同日前、4月1日以前ですね、の医療費に係るものについては、なお、従前の例によるということで、現行の条例に該当するということの規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今般の変更に一部改正する部分の15歳から18歳に引き上げるというご提案をいただいているわけですが、中学校から高校までという判断が正しいのかなというふうに思っておりますけれども、18歳にした根拠といいますか、その具体的内容も含めてどのような想定をされての部分を含めて18歳まで引き上げるのか。18歳にするよという説明だけでは不足だと思いますので、その点の説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員のご質問の点でございます。

18歳以上、高校生までに医療費の助成を引き上げるということでありまひけれども、今

般いろいろな子育てあるいは人口減少問題等々、少子化等を含めまして、やはり一番に家庭の負担が多くかかる。特に医療費の部分で、高校生まで含めるとその部分に本当に家計の出費とかいろんな部分でお金がかかるわけでございます。その部分を何とかして助成をして、安心して医療関係等かかって、そして子どもの健康安全を図りながらそういうようなことを支援していきたいという気持ちから18歳というふうに引き上げさせていただきました。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今村長の回答の中で言わんとしているところがどこにあるのかなという部分の疑問があるのです。医療費の関係ですので、けがだとかそういうものの想定も含めて、多分高校に入れば学校なりなんなりで傷害の保険も入るでしょうし、学校での対応という義務づけられている部分があると思うのですけれども、スポーツ保険も含めてあるのでしょうか、今村長が答えていただいている部分の内容としては、18歳になって、それ以降の進路も含めて、進学も含めてという部分は、はっきり言ってここで断定できるものではないというふうに言えると思うのです。上に行く者もいれば就職される方もいらっしゃる。村長が今思いを語っている、少子化の家庭の負担もという整合性といいますか、今の説明の中の学校である程度対応してくれるという部分のほかに何が想定されるかという根拠を1つ示していただきたい。

地元にある程度と言いますけれども、もう18歳過ぎてしまえば、過年度見ていても18歳以上の更別村に滞在される方というのは数%しかいない、あるいはゼロになる年もあるわけですし、それらを含めてどう村長は思いとして入れているのか、その点も含めて回答いただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点でございますけれども、1つは高校進学とかいろんな進路の方向ありますけれども、いろんな運動系とか、その部分について学校等々とか法人等々でいろんな保障があると思うのですけれども、その部分を含めて村の子たちは運動系とかいろんな部分で活躍もしています。その部分で安心して活動できるような部分ということと、やはり成人に至るまでには、いろんな疾病とかいろんなけがとか予想されます。その部分について、村としては在住あるいは村外も含めまして、先ほど説明があったとおりでありますけれども、その子どもたちの健康については支援をしていきたいというふうな考えであります。そういうところで高校生まで、18歳までということで支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議 長 5 番、上田さん。

○5 番上田議員 これは、確認なのですが、2ページの第7条の助成の範囲で、これは括弧書きの生活保護法による被保険者世帯を除くという言葉を取ったということです

よね。この取る意味というのは、どういうことなのかな。ということは、何を言わんとしているかという、生活保護法で市町村の負担もあるかと思うのですけれども、公的な部分で出るにもかかわらず、ここで落とす理由がどこかにあったのかなと、そこら辺確認したいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 医療の給付は生活保護法で行われまして、生活保護法の中の扶養というのがあるのですけれども、医療保健法上の扶養という概念はないわけなのです。それで、今回はここで除いていましたけれども、今回その分が不必要ということで、生活保護法のものはそちらで省かれるということと、健康保健法上の保護者の被扶養者という意味で、こちらの文言に変えさせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今わからなかったのですけれども、18歳までの医療費の無料化というのは、これはもうわかるのです。ただ、別な、例えばこの文言にもありますけれども、ただし書きありますよね。第三者行為による場合は、その部分は除きますよと言っているわけだから、これと同じように生活保護法でもし見れるものであるならば、その分をあえて外す必要性はなかったのではないのかなということの質問なのです。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 基本的に生活保護法の中の医療費については、生活保護法の医療給付という形で支給されるもので、他方のものにもなるということでもありますので、今回わざわざ言葉で入れないということで、入れなくてもいいのではないかとということで落とさせていただいております。

先ほど一番下、第三者の行為、第三者行為求償というのですけれども、これ交通事故等によるものなのですから、そちらについても損害保険のほうで対象させるということで、それも外させていただいているということでございます。

以上です。

(何事か声あり)

○議 長 休憩入れます。

午後 3時26分 休憩

午後 3時38分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長 上田議員の質問に対する答えなのですが、第3条第1号に生活保護法による保護を受けている子どもに対しては対象としないというふうになっております。

そのため、今回第7条においても文言を整理させていただいたということでございます。申しわけございませんでした。

それと、先ほど、ただし、第三者行為による第三者が負担すべき額については助成しないは削除と言ったのですが、言葉が間違っておりまして、第三者行為による第三者が負担すべき額については損害保険において出されるということで、これはこの医療費助成の対象にはならないよという意味でございます。

以上、ご説明させていただきます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 このたび医療費の助成に関して対象人数がふえるということがありますので、今概算でよろしいのですけれども、対象人数の増と、それに伴う助成金額を教えてくださいたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 対象は、概算ですけれども、120名程度というふうに計算しております。それと、増加する額なのですけれども、医療費に関しては約240万円、その他事務費にしましては17万8,000円程度の増額になるというふうに計算しております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これは、村長の思いがかなり強いということで私は理解しているのですけれども、他町村におきましていろんな税収の増に伴ってここをやりたいというような考え方があります。更別については、村長の子どもの思いということはあるのですが、財源措置というのですか、その辺のところについてのお考えがもしありましたらお聞かせください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 過疎債のほうで子ども医療費無料化事業ということで財源措置をさせていただいております。額は、トータルありますので710万円ということで、小学生から高校生までの間の医療費を措置させていただいております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 確認なのですけれども、今更別村児童医療費の助成に関する条例の変更ということで、児童を子どもに変えるという形なのですけれども、今の表題と一番上、1ページの一番上は漢字になっている部分あるのですけれども、これらについても基本的に変えるという形の理解でよろしいですね。

(何事か声あり)

○議 長 ちょっと理解をしていないので、安村議員、失礼ですけれども、もう一回質問してください。

○1番安村議員 まず、31号の表題があつて、理由があつて、その次のページの表題の上、枠内の現行と改正の中の一番上段に更別村児童を子どもと変えるという提案がございませ

たので、その上の表題、平成17年云々、条例に関するもの云々とありますね。その上の、なおかつ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例というふうに表題が載っているわけですが、これも当然変わってくるわけですよねという質問でございます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 そうです。これは、条例提案をする時点で児童医療費の条例を改正するというので、この上の2段なっております。それで、その後子どもに改正するよということで、今度例規集等載ってくる場合は子ども医療費の助成に関する条例に直ります。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わらせていただきます。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第31号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第32号

○議 長 日程第21、議案第32号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第32号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件でございます。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めるものであります。

1の理由といたしまして、過疎地域自立促進特別法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）の施行により、現行の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効期間が5年間延長されたことから、平成28年度から平成32年度までの期間に係る産業基盤、生活環境、保健、福祉、医療等に関する整備計画を総合的に策定するものであります。

計画については、総合計画を基本として別紙のとおりまとめているわけでございますけ

れども、資料といたしましても参考資料の提出をいたしているところでもあります。

計画の内容につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。説明は省略をさせていただきます。

本計画の策定によって有利な借入れができ、財政支援を受けられるということでございます。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第32号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第33号

○議長 長 日程第22、議案第33号 定住自立圏形成協定の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第33号 定住自立圏形成協定の変更の件でございます。

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更するものであります。

1の理由といたしまして、定住自立圏形成協定の変更について、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成23年条例第4号）第1条の規定により議決を経ようとするものであります。

2の要旨でございますけれども、これを含めて高橋企画政策課長に補足説明をいたさせます。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第33号 定住自立圏形成協定の変更について補足説明を申し上げます。

定住自立圏形成協定につきましては、平成23年7月7日に中心市宣言を行った帯広市と中心市宣言に賛同した当村の間において定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めることから締結をしております。

このたび新たに第2期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、現在の協定書第3条、連携する取り組み及び役割分担に示される別表第1から別表第3において内容の修正、追加が必要であることから、条例に従い、本案件を提案するものでございます。

要旨につきまして説明させていただきます。別に提出しております議案資料、後ろのほうから4枚ほどめくっていただきますと、議案第33号の資料ということで定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表をつけてございます。こちらのほうをごらんいただきながらご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初は、別表第1の1、医療、(1)の救急医療体制の確保の項目において、小児救急医療などへの支援を拡充することから文言の修正を行うものでございます。こちらのほうの新旧対照表にある言葉の中でアンダーラインの引いてある部分なのですが、等という部分が入るようになってございます。

次に、新旧対照表を1枚めくっていただいて、2ページになりますが、2番、福祉の項目に(3)番、高齢者の生活支援体制の構築という項目を新規に追加し、情報共有や対応体制の構築を図るものでございます。

その次に、3番、教育の項目になりますが、これは3ページになります。3ページに(3)、スポーツ大会等の誘致、こちらの項目を新規に追加し、連携体制の強化や施設、設備環境の充実を図るものでございます。

次の4番、産業振興の項目の中で(1)、農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進では、連携する法人の名称変更について修正を行うものでございます。

新旧対照表を1枚めくっていただきまして、4ページになります。(3)、企業誘致の推進では、十勝に2つある産業活性化協議会の統合が成立したことから、文言を修正するものでございます。

新旧対照表、5ページになりますが、(8)、航空宇宙産業基地構想の推進を新規に追加し、航空宇宙産業基地に関する調査研究などを進めるものでございます。

1枚めくっていただいて、7ページになります。こちらのほうは、別表2の部分になるのですが、3番、移住・交流の促進に関する項目の中で(2)、結婚を希望する若者の支援の項目を新規に追加し、道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参加するなどし、結婚を希望する若者を支援するものでございます。

また、その下のほうになりますが、別表第3に2番、データ分析、(1)、圏域レベルのデータ集積・活用の項目を新規に追加し、ビッグデータ等を用いた分析を進めるものでございます。

これらの変更を行った、また議案のほうに戻りますが、議案第33号の議案の中に別紙としてついてございます。こちらの今言った項目を変更した内容の記載されているこちらの

ほう、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書、こちらを帯広市と締結することにより、現行の協定の変更を行うというふうなものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 帯広市、十勝圏に準じると思うのですが、実は連携という部分で地方創生という広域連携というような文言もあるかと思いますが、実質的にここでの連携を図れるものというのはあるのでしょうか。

地方創生という広域連携を図らなければならないというようなことがあろうかと思うのです。その中にこういったところでの連携という上がっている項目というのですか、それぞれの何とか推進、何々推進というようなところでの連携する部分というのは何かありますかということです。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 3時56分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋企画政策課長。

○企画政策課長 申しわけございませんでした。

地方創生総合戦略における広域連携の中で、今回補正予算のほうにも出させていただいておりますけれども、帯広市ほか十勝管内の町村と連携して行う事業がございます。そちらのほうの関連がこの定住自立圏の項目とも一部ラップしている部分はあるところでございまして、そういうふうな形でうちのほうでとり行う総合戦略のほうにも関連はしている部分はございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第33号 定住自立圏形成協定の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第1号

○議長 長 日程第23、発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件の提案理由を申し上げます。

更別村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

理由といたしまして、議会運営委員会の所管事項である議会運営に関すること、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項、議会広報に関することについて、より慎重な審議を行うため、議会運営委員会の委員の定数を改めるものです。

要旨といたしまして、議会運営委員会の委員の定数を5人から7人に改めるものです。

次のページ、条例本文をごらんください。第4条の2第2項、議会運営委員会の委員の定数は、5人とするの5人を7人に改めるものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成28年4月1日から施行するとし、第2項ではこの条例による改正後の更別村議会委員会条例第4条の2第2項の規定に基づき最初に選任される議会運営委員会の委員の任期は、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定にかかわらず平成29年5月7日までとすると規定するものです。

以上、高木議員の賛成を得て提出するものです。よろしくお願い申し上げまして、提出の理由といたします。

○議長 長 これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第1号

○議長 日程第24、意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口等の設置を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 意見書案第1号の説明をさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口等の設置を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げさせていただきます。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられたりすることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。

この突然の動きによって、脳細胞が損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じます。

脳しんとうを受傷しても、通常生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は、記憶障害、錯乱等、複雑かつ多彩であり、また症状はすぐに治ることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間あるいは数カ月発症しないこともあります。

特に高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下などが発症した場合は、症状が消滅するのには数カ月かかることがあり、まれには永続的な身体的、感情的、神経的または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合もあります。

平成25年2月に文部科学省により、スポーツにより脳損傷を予防するための提言に関する情報提供についての事務連絡がなされていますが、実際の教育現場や家庭ではまだまだ正確な認識と理解が進んでいません。また、事故調査をないがしろにしてしまうがために同様の事故が繰り返し起きています。国においては、このような現状を踏まえ適切な措置を講ずるよう求めるため、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同足りますようよろしくお願い申し上げて、提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性
や予後の相談可能な窓口等の設置を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 4時06分散会)